

改革先導拠点における高等学校教育改革推進事業に係る運営支援業務 仕様書

1 業務の目的

本業務は、山梨県が推進する高等学校教育改革（ネクストハイスクール構想）において、改革先導拠点校における教育改革を拠点ごとに確実に実装し、それぞれの教育モデルとして確立するとともに、当該成果を整理・体系化し、県全体への横展開を図ることを目的とする。

令和8年度においては、各拠点校の特性に応じた教育改革の高度化と確実な実装を主軸としつつ、拠点間連携についても将来的な展開を見据えて推進するものとする。ただし、当該年度においては、各拠点の取組内容の整理・設計・モデル化を優先的に実施する。

具体的には以下を一体的に実施する。

- ・各拠点校における教育課程改革の設計および試行的な実装の支援
- ・教員の指導力向上および校内組織の改善支援
- ・遠隔教育を含む学習環境整備に係る支援
- ・産学官連携コンソーシアムの構築および運営支援
- ・事業全体の進捗管理および成果の可視化
- ・各拠点の成果のモデル化および県内横展開のための基盤整備
- ・県教育改革実行計画との整合性の確認および必要に応じた助言（実行計画の策定は本業務に含まない）

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

3 対象拠点校及び役割

(1) 対象改革先導拠点校（概要）

拠点校	類型・分野	拠点形成のテーマ
県立甲府工業高等学校	類型1 (工業)	次世代の基幹・成長産業を支えるアドバンスト・エッセンシャルワーカー（AEW）育成の拠点となる工業教育の拠点形成
県立甲府第一高等学校	類型2 (理数)	イノベーションを牽引する理数系人材育成拠点の形成
県立都留高等学校	類型3 (多様な学び)	遠隔配信機能を活用した多様な学び方を実現する学校づくり
県立農林高等学校	類型1 (農業)	次世代農林業を支えるアドバンスト・エッセンシャルワーカー（AEW）の育成拠点形成

各拠点校の取組の概要

県立甲府工業高等学校（類型 1・工業）

半導体、ロボット、スマートコンストラクション、水素・エネルギーなど、県内の基幹・成長産業の現場を支える人材の育成システムを、産業界との密接な協力の下で開発・実証する。デジタル制御技術を基盤として、AI・ロボット等の先端技術を現場で利活用できる高度技術人材を育成するとともに、県内工業系高校との協力体制のもと、成果の県全体への展開を目指す。

県立甲府第一高等学校（類型 2・理数）

普通科と探究科を併設する拠点校において、探究活動に係る教育資源と、大学や地元有力企業との連携を活用し、理数系分野への関心を進路選択に生かし切れていなかった生徒を積極的に掘り起こす。探究に係る学校設定科目の創設、データサイエンス・AI等の学習、地域資源を活用したフィールド学習、実験・データ解析等の拠点となる施設の整備・運用を通じて、高度な専門性と探究力を備えた理数系人材の育成モデルを確立するとともに、成果の県全体への展開を目指す。

県立都留高等学校（類型 3・多様な学び）

遠隔配信の基盤を整備し、拠点校から小規模校等へ高度な科目や開設が困難な科目を県内全域に安定的に配信する学校間連携の仕組みを構築する。あわせて、複数の課程を柔軟に組み合わせ、居住地域や学校規模、生徒の状況・背景によらず、どの生徒も必要な学びに継続的にアクセスできる、多様な学び方を実現する学校機能を構築する。

県立農林高等学校（類型 1・農業）

森林学科を有する農業高校の特色を生かし、農業を入口として森林・環境・防災までを一体的に理解し、農業と林業を架橋する教育を展開する。デジタル技術と現場実践の両面から、地域の農林業と国土保全を担う人材を育成するとともに、ワイン等の地域資源を軸に、生産から加工・品質管理・販路戦略までを一貫してデザインできる人材の育成に向け、企業や各種団体と連携した教育を体系化し、成果を県全体へ展開することを目指す。

上記のほか、各拠点校の事業計画等の詳細な資料は、公表されている情報を除き、契約締結後、業務遂行上必要な範囲で受託者に提供する。

(2) 基本的考え方

本業務は、各拠点校がそれぞれの役割を担いながら、まずは拠点ごとの教育改革の確実な実装と高度化を図ることを基本とする。

その上で、各拠点校の取組から得られた知見や成果を整理・体系化し、県全体へ展開可能な教育モデルとして確立することを目指す。

また、拠点間連携については重要な視点として位置付けるが、初年度においては各拠点の成果の確立とモデル化を優先し、段階的に推進するものとする。

4 業務の基本方針

受託者は、以下の方針に基づき業務を実施すること。

- ・各拠点校における教育改革の確実な実装を最優先とすること
- ・拠点の特性に応じた個別最適な設計及び支援を行うこと
- ・教員の主体性を尊重し、自走化につながる支援を行うこと
- ・実務に即した現実的かつ実行可能な設計とすること
- ・定量的・定性的な効果検証を行い、改善に反映すること
- ・成果の再現性および汎用性を確保すること
- ・拠点間連携については重要な視点としつつも、初年度は各拠点の取組の完成度向上およびモデル化を優先すること
- ・教員の業務負担軽減に配慮した運用とすること
- ・県内への横展開を前提とした設計とすること

5 役割分担

本業務における県と受託者の役割分担は、以下を基本とする。

- ・ **県（委託者）**：拠点校および関係機関との最終的な調整、公的手続および意思決定、事業全体の方針の決定
- ・ **受託者**：企画・設計および支援の実行、調査・分析、資料作成
- ・ **共同で実施する事項**：施策内容の検討、コンソーシアム参画機関への働きかけ

6 業務内容

業務実施にあたっての基本事項

- ア 本業務の目的に即した事業全体のコンセプトおよび各業務項目の実施方針を提案し、県と協議の上、決定すること。
- イ 本業務全体の実施スケジュールを提示し、実施する内容の目的及び効果について、具体的に説明すること。
- ウ 本業務の実施にあたっては、定期的に県と協議し、内容を調整すること。また協議の際は議事録を作成すること。
- エ 本業務に要する費用はすべて受託者が負担し、企画から実施、実施後のフォローまで受託者が責任を持って実施すること。

(1) 事業推進・PMO（プロジェクトマネジメント）支援

①事業立上げ

- ・キックオフミーティングの企画・実施
- ・事業の目的、役割、進行方法の整理
- ・年間実施計画および工程表の策定

②進捗管理・課題管理

- ・ 県教育委員会との定例会（月 1 回程度を目安とし、県と協議の上決定する）および各拠点校との打合せ（進捗に応じて随時実施する）
- ・ 各拠点の進捗状況の把握および管理
- ・ 各拠点の課題の把握、改善策の提示および実行支援

③文部科学省対応支援

- ・ 中間・年度末報告資料作成支援
- ・ ヒアリング対応支援

④会議体の企画・運営および情報共有基盤の整備

- ・ 会議日程の調整、会議資料の作成、会議進行の支援
- ・ 議事録の作成および共有、クラウド上での資料管理
- ・ WEB 会議の活用推進、業務効率化に向けた改善提案
- ・ 受託者、県教育委員会、拠点校および連携企業等の関係者間において、資料の共有および連絡が円滑に行える環境を整備し、運用すること
- ・ 運用にあたっては、県の情報セキュリティおよび個人情報の取扱いに関する規程を遵守し、外部関係者が参加する場合のアクセス権限の管理を行うこと。具体的な手段および運用方法は、県と協議の上、受託者の提案によるものとし、本項に要する費用は委託費に含む

⑤県教育委員会における対面業務およびコーディネート機能

- ・ 受託者は、本業務の推進にあたり、県教育委員会において週 3 回、7 時間程度の対面による業務を行うことを基本とする。これに従事する者（以下「産学連携コーディネーター」という。）は 4 名とする。また、賃金は 1 時間あたり 2, 9 0 0 円を下回らないようにすること。
- ・ 産学連携コーディネーターの役割分担および各人に必要な知識・経験は、受託者の提案によるものとする
- ・ 産学連携コーディネーターは、次の業務を行うこと
 - ア 拠点校の学習内容および育成する人材像を踏まえた、企業、大学、研究機関、経済団体、地域団体等との連携先の開拓および関係構築
 - イ 拠点校のニーズの把握と連携先との調整（外部人材の授業への活用、実習・見学の受入れ、探究活動への協力等のマッチング）
 - ウ 産学官連携コンソーシアムの運営に係る調整および事務
 - エ 拠点校と県教育委員会との間の連絡調整、拠点校の取組状況の把握および課題の整理
 - オ 本事業の推進に必要な資料の作成、情報の整理および会議・訪問等の日程の調整
 - カ 本事業に係る会議体の運営に関する事務

- ・ 産学連携コーディネーターには、本業務に資する次のような経歴を有する者を充てることが望ましい。産業界、大学、地域団体等と学校との連携をコーディネートした経験を有する者、学校において教育活動または学校運営に携わった経験（管理職としての経験を含む。）を有し、学校現場の実情を踏まえて外部連携を進めることができる者、人材育成または探究的な学びの推進に関する業務に従事した経験を有する者
- ・ 産学連携コーディネーターに対する業務の指示、労務管理および指揮命令は受託者が行うものとし、委託者は業務の内容および成果について協議・確認を行うものとする

⑥成果報告

- ・ 年度末成果報告書の作成

⑦県教育改革実行計画との整合性確認および助言

- ・ 県が策定する高等学校教育改革実行計画（以下「実行計画」という。）と本業務の各取組との整合性を確認すること
- ・ 実行計画の内容を踏まえ、必要に応じて助言を行うこと。
- ・ なお、実行計画の策定は本業務の範囲に含まない

(2) 教育課程改革・カリキュラム開発および授業実装支援

①現状分析

- ・ 教育課程・学校実態、生徒の学習状況・進路状況の分析
- ・ 地域社会および産業ニーズの分析

②カリキュラム設計・評価設計

- ・ 教科・単元の再構成、学校設定科目・探究活動の設計、年間カリキュラムの構築
- ・ 各拠点校が育成を目指す人材像や取り組みを整理すること
- ・ ルーブリックの開発、学習成果の可視化手法の設計
- ・ 実施可能な年間指導計画の策定

③授業設計・試行実施および教員支援

- ・ 拠点校ごとのモデル授業（単元または授業単位）の設計および試行実施に係る支援（対象単元、対象学年および実施時期は、県および拠点校と協議の上決定する）
- ・ 試行実施に係る授業観察および記録、振り返りを踏まえた設計の改善ならびに令和9年度以降の本格実施に向けた改善提案
- ・ 教員研修の企画・実施

(3) 産学官連携コンソーシアムの構築・運営支援

①構築支援

- ・ 産学官連携コンソーシアムの目的、構成、役割分担の設計
- ・ 設置要綱および規約案の作成支援、年間プログラムの策定支援

- ・活動成果を把握するための効果測定指標の設計
- ・連携企業、大学等への説明資料作成、委託者が実施する説明への同席および補助

②運営支援

- ・年間プログラムに基づく進捗管理
- ・令和9年度以降のイベント年間計画（対象、時期、実施主体、規模、想定効果を含む）の策定ならびに本事業の趣旨の普及に資するイベント（※）についての対象、内容および実施時期の検討・提案。提案に基づき、県と協議の上、令和8年度に実施するものを決定する。

※拠点校での取組を保護者のみならず、近隣住民など多くの方々に周知、また拠点校に新設する施設の使用機会や生徒や教職員の合同発表会、合同研修会などを想定

- ・活動内容および成果の記録・整理、効果測定の実施支援および分析補助

③外部連携の推進

- ・各拠点の分野に応じた外部連携の設計
- ・企業、大学、自治体等との関係構築
- ・外部人材の授業活用支援および探究活動への組み込み支援

(4) 遠隔教育・学習環境整備支援（主として都留高等学校）

- ・遠隔授業の設計支援
- ・配信および受信に係る運用改善
- ・多様な履修モデルの実装支援
- ・学習環境の改善提案

(5) 取組状況の整理およびモデル化・横展開に向けた設計

本業務における拠点間の連携は、各拠点の成果を整理・体系化する過程において活用するものとする。

①取組状況の整理およびモデル化に向けた設計

- ・各拠点校の取組内容および進捗の整理ならびに現時点で把握できる成果および課題の分析
- ・再現可能な教育モデルとして整理するための枠組みおよび様式の設計ならびに教材および運用方法の整理方法の設計

②横展開に向けた設計

- ・他校への展開方法の検討および県内共有資料の構成の設計ならびに令和9年度以降の展開の道筋の整理

③効果検証

- ・効果測定指標（KPI）の設定（文部科学省への申請書に記載した成果指標を起点とし、必要に応じて現場の実情を踏まえた補助指標を提案すること）

- ・ アンケートの設計および実施、データの集計および分析、指標の初期値（ベースライン）の把握ならびに令和 9 年度以降の改善に向けた提案

(6) 業務内容の変更

- ・ 受託者は、業務着手後、全体規模および進捗を踏まえ、実施順序または範囲の最適化を提案することができる。この場合、県と協議の上調整するものとする
- ・ やむを得ない事情により本業務の前提条件または実施内容に実質的な変更が生じた場合は、協議により契約内容（業務内容および金額）を見直すことができる。ただし、当初目的の範囲内であり、契約の本質的な変更には該当しない範囲に限る

7 成果物

受託者は以下を成果物として提出すること。なお、成果物の詳細および水準は、作成の過程において県と協議の上決定する。また、各成果物の提出時期は、年間実施計画書において県と協議の上定める。

- ・ 年間実施計画書
- ・ 拠点校別 教育モデル設計資料（一式）：教育課程設計資料、評価指標（ルーブリック）およびモデル授業資料（指導案・教材）を含む
- ・ コンソーシアム設計・運営資料（一式）：コンソーシアム設計資料ならびに規約および運営マニュアルを含む
- ・ 成果報告書：モデル化の枠組みおよび成果モデル集（素案）、効果検証の結果（指標および初期値を含む）ならびに研修および普及啓発の実施記録を含む
- ・ 令和 9 年度実施計画（案）
- ・ 上記のほか、本業務の目的達成に資する成果物があれば提案すること

8 実施体制

受託者は、役割分担を明確にした上で、事業全体の推進体制を構築すること。

- ・ 統括責任者（全体統括）
- ・ 教育課程設計専門人材
- ・ 教員研修・授業改善専門人材
- ・ 教育 DX および遠隔教育対応人材
- ・ 産学連携コーディネーター（6（1）⑤に定める者。4 名）
- ・ 評価・データ分析担当

また、実施体制の構築にあたっては、以下の要件を満たすこと。

- ・ 国または都道府県の高等学校教育改革に関する事業に、学校現場の立場に従事した経験を有する者を業務従事者に含むこと
- ・ 業務期間中、山梨県内で常時活動できる業務従事者を配置すること

- ・業務従事予定者ごとに、本業務における役割、類似業務の経験および実績を経歴書により明示すること。
- ・業務従事者を変更する場合は、同等以上の経験および実績を有する者とし、あらかじめ県の承認を得ること

9 業績評価指標

この事業は、文部科学省における「令和7年度 産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」の採択を受け実施するものである。採択にあたり、各拠点校には改革目標を設定している。

代表的なものとして

	指 標	令和10年度末	令和13年度末
甲府工業高校	県内基幹・成長産業（ロボット、半導体、建設、水素関連）の就職内定者数	60名	100名
甲府第一高校	2年次における理数系進学希望者	55%	65%
都留高校	遠隔授業に関する授業理解度・満足度（生徒アンケート）	70%	80%
農林高校	県内農林業関連産業への人材供給	20名	30名

これらの改革目標を拠点校が達成するため、受託者に以下の業績指標を定める。

- ・各拠点校訪問回数16回以上
- ・各拠点の管理職・担当者との打合せ（オンラインも含む）16回以上
- ・産学連携コンソーシアムと拠点校毎の打合せ4回以上
（拠点校毎の打合せには、拠点校毎のカリキュラム開発に必要となる産学連携コンソーシアムの加盟団体が参加していること）

10 留意事項

- ・教員の業務負担軽減に十分配慮すること
- ・現場で実行可能な設計および運営とすること
- ・特定の製品・技術に依存しないこと
- ・拠点校の独自性を尊重すること
- ・拠点間連携は重要な視点であるが、初年度においては各拠点の取組の完成度向上を優先すること
- ・過度な横断調整により現場実装を阻害しないこと
- ・次年度以降の展開を見据えた設計とすること
- ・拠点校間で共通する分野・テーマについては、令和8年度から相互に情報共有を図ること
- ・提案および見積は、本仕様書に記載する業務量（拠点校数、会議の頻度等）を前提として積算すること

11 情報管理

(1) 受託者は、本業務の遂行により知り得た情報（次に掲げるものを含む。以下「業務関連情報」という。）を適切に管理し、本業務の目的以外に使用し、または第三者に漏らしてはならない。委託期間の終了後も同様とする。

ア 生徒および教職員に関する情報

イ 拠点校および県教育委員会の内部検討資料

ウ 連携企業、大学等の技術、経営その他の非公開情報

エ 施設および設備の構成に関する情報

オ 事業の進捗および予算執行に関する情報

(2) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律および山梨県の関係条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 業務の一部を再委託する場合において、再委託先が業務関連情報を取り扱うときは、当該再委託先は、公募型プロポーザル募集要項 5 (3) エに定める ISMS 認証を有すること。再委託の内容が業務関連情報の取扱いを伴わないときは、業務関連情報へのアクセスを制限する措置を講じること。いずれの場合も、再委託先による履行についての責任は受託者が負う。(4) 業務関連情報を取り扱う端末、記録媒体およびクラウドサービス等の管理方法について、業務の開始前に県に報告すること。

12 その他

- ・この事業は、文部科学省における「令和 7 年度 産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」の採択を受け実施するものである。したがって、文部科学省が示す「高校教育改革に冠する基本方針（グランドデザイン）～2040 年に向けた「N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール構想」～」も踏まえた提案にすること。

※文部科学省 産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1358056_00006.htm

- ・改革先導拠点における高等学校教育改革推進事業は、終期（令和 11 年 3 月 31 日）までに事業計画で定める教育改革の成果を上げる必要があり、令和 10 年度末までの取組の継続性が強く求められるものである。このことから、令和 9 年度及び令和 10 年度の本業務の契約について、令和 9 年度山梨県予算への当該経費の計上に係る山梨県議会の議決が得られた場合は、令和 8 年度の本業務受託者と随意契約を行うことを想定している。ただし、令和 9 年度以降の契約については、令和 8 年度における業績指標の達成状況および業務遂行状況を山梨県教育委員会が確認した上で判断する。